



令和8年8月採用

# 小野市社会福祉協議会 正規職員募集要領

## ○受付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年5月1日（金）

[受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く）]

人と暮らしに “よりそう”

まち  
地域づくり



この試験についての問い合わせ先及び出願先

〒675-1378

兵庫県小野市王子町801番地

社会福祉法人 小野市社会福祉協議会

TEL 0794-63-2575 FAX 0794-63-5191

メールアドレス somu@ono-shakyo.or.jp

## 1 募集職種及び職務内容

職 種	職 務 内 容
理学療法士 又は 作業療法士	地域包括支援センターにおいて、介護予防・生活機能向上支援を中心に、高齢者の自立支援を行うための個別支援、又、介護予防事業、相談支援、多職種連携など、地域の高齢者を総合的に支える業務。

## 2 採用予定人数、受験資格等

職 種	採用予 定人数	受 験 資 格
理学療法士 又は 作業療法士	若干名	① 昭和42年4月2日以降に生まれた方 ② 普通自動車運転免許（AT車可）を取得している方 ③ 理学療法士又は作業療法士の資格を取得している方

(注意) 受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 受付期間、受験手続

- (1) 受付期間 令和8年4月13日(月)から5月1日(金)まで  
(土・日曜日、祝日は除きます。)  
午前9時から午後5時まで
- (2) 申込方法 持参又は郵送 (郵送での申込みは4月30日(木)必着までとします。)
- (3) 申 込 先 社会福祉法人 小野市社会福祉協議会 職員採用係  
〒675-1378 小野市王子町801番地  
TEL: 0794-63-2575 (代表)  
郵送での申込みの場合、封筒に「職員採用試験申込書在中」と朱書してください。

### (4) 提出書類

	名 称
1	小野市社会福祉協議会職員採用試験受験申込書 (写真を貼付したもの) ※写真は、無帽上半身正面向きで申込前6か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもの
2	受験票用写真 (受験申込書に貼付した写真と同じもの)
3	普通自動車運転免許証の写し
4	理学療法士又は作業療法士資格証の写し
5	返信用封筒 (受験票等送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、110円切手を貼付した長形3号 (12.0cm×23.5cm)のもの) ※郵送により受験申込みを行う方のみ

(注意) 受付期間中に、上記書類が整っていない場合は受付できません。

特に、郵送での申込みの場合は、提出書類に不備がないか十分に確認してください。

## 4 第1次試験

- (1) 試験日時 令和8年5月31日(日)  
【受 付】午前10時～午前10時20分  
【試験開始】午前10時30分
- (2) 試験会場 コミュニティセンターおの 101
- (3) 試験当日に持参するもの
  - ・受験票 (持参しない方は、受験できないことがあります。)
  - ・筆記用具 (HB以上の濃い鉛筆、消しゴム、黒ボールペン)

(4) 試験内容

科目	時間	出題分野
教養試験	90分	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力 ※高校卒業程度
性格特性検査	20分	職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面からみるもの
作文試験	60分	文章の構成力、表現力等

- (5) 試験結果 受験者へ合否を通知します。(合格者には、第2次試験の詳細についてもお知らせします。)

## 5 第2次試験

(1) 試験内容、試験日、試験会場

試験内容	試験日	試験会場
面接試験(個別)	令和8年6月14日(日)	コミュニティセンターおの

- (2) 試験結果 受験者へ合否を通知します。

## 6 健康診断、採用日等

- (1) 第2次試験合格者については、指定病院で健康診断(6月下旬予定)を実施します。  
(2) 最終合格者は、令和8年8月1日付けで採用する予定です。  
なお、令和8年9月1日からの勤務を希望される場合は、相談に応じます。  
(3) 次のいずれかに該当する場合は合格(採用)を取り消します。  
①健康診断において、就労不能など異常があると認められた場合  
②受験提出書類の記載事項等に不正があることが判明した場合

## 7 給与、休暇等

(1) 給与

社会福祉法人小野市社会福祉協議会職員給与規程及び規則に定めるところにより、給料、諸手当を支給します。

初任給月額は、採用時の最終学歴及び経験年数により決定します。

現行の標準的な初任給月額(経験年数がない場合)は次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

職種	初任給月額	諸手当
理学療法士 作業療法士	225,600円	医療職の経験がある場合は、年数に応じた額を加算して決定します 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等

(注意) 採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

例：医療職(正規職員)の経験5年の場合 249,800円

※経験年数加算は、社会福祉法人小野市社会福祉協議会職員給与規程及び規則による計算となります。

(2) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇をはじめとして、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護休業等の各種休暇・休業制度がありますので、安心して働くことができる職場です。

## 8 その他

- (1) 受験申込書は黒ボールペン又は黒インクを用い受験者本人の自筆で丁寧に書いてください。  
(2) 受験に際しての提出書類は返却しません。

# 受験申込場所及び試験会場

